

2024 年 4 月 8 日

加入者 各位

日本国家公務員労働組合連合会共済会

国公共済会各事業細則の主な改正について

2022 年度第 3 回および 2023 年度第 1 回運営委員会で、各事業細則の改正案が承認されましたので、改正内容をお知らせします。

改正日は 2024 年 7 月 1 日です。

1、火災共済事業細則

貸家および空家は、貸家または空家となってから 3 年経過後の共済契約満了日をもって契約を解除します。ただし、契約満了日において会員が 66 歳未満の場合はこの限りではありません。

従来は、貸家および空家の加入期間をおおむね 3 年としていましたが、期日を明確化しました。転勤等を考慮し、66 歳未満までは加入期間の延長を可能とします。

また、2024 年 6 月 30 日以前に締結した貸家、空家契約は、2027 年 6 月 30 日まで契約の解除を猶予します。

例：2024 年 4 月現在の空家契約…2027 年 6 月 30 日までは継続加入可能

2、交通災害共済事業規約

交通乗用具の電動機付自転車に「特定小型電動機付自転車を含む」と追記します。

交通乗用具について、現状に合わせた内容に整理します。

以 上